重要事項説明書（追補版）　自動車保険　2015年3月以降始期用

ご契約の前に必ずお読みください
（「やさしい運転キャッシュバック型」用追補版）

この書面は、ソニー損保の自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」をご契約いただいた場合にセットされる「やさしい運転特約」についての重要な事項を記載したものです。「重要事項説明書 自動車保険 」とあわせて必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、ご契約くださるようお願いいたします。

この書面で青字で表示している保険用語については、「重要事項説明書 自動車保険 」の「 用語の説明 (P.1)」をご参照ください。

I. ソニー損保の自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」の仕組みについて　契約概要

ソニー損保の自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」 は、ソニー損保の自動車保険に「やさしい運転特約」（※）がセットされたものをいいます。なお、「やさしい運転特約」は人身傷害保険をご契約された場合に限り、セットすることができます。

ソニー損保の自動車保険
- ・対人賠償保険
- ・対物賠償保険
- ・人身傷害保険 など

やさしい運転特約
- ・車載機による運転特性計測に関する特約
- ・対人諸費用補償特約
- ・人身傷害重度後遺障害時生活支援金補償特約

（※）「やさしい運転特約」とは、車載機による運転特性計測に関する特約、対人諸費用補償特約および人身傷害重度後遺障害時生活支援金補償特約の総称をいいます。以下同様とします。

II. 「やさしい運転特約」の概要　契約概要　注意喚起情報

車載機による運転特性計測に関する特約

(1)概要

当社の指定する計測器（ドライブカウンタ）を契約車両に設置していただき、契約車両が走行する際の急加速・急減速（※）の発生状況を計測します。所定の期間計測後、当社へ計測結果を申告していただきます。

当社への申告により、急加速・急減速（※）の少ない運転であることが確認できた場合、計測結果に応じて保険料を返れいします。

（※）「急加速」および「急減速」は、当社の基準で判定します。

急加速・急減速の発生状況の評価

ドライブカウンタでは、契約車両が走行する際の急加速・急減速の発生状況からリスクを評価し、評価結果を点数で表示します（満点は100点です。）。なお、ドライブカウンタは、「急加速」「急減速」を検知した場合、原則として音でお知らせします。

(2)計測期間

当社へ計測結果を申告していただくためには、ドライブカウンタで所定の期間、（契約車両の急加速・急減速の発生状況を）計測していただく必要があります。この「所定の期間（必要計測期間）」につきましては、下記をご確認ください。

＊ドライブカウンタでは、「必要計測期間」を満たした場合、「申告可」の旨が表示されます。（「必要計測期間」を満たしたかどうかを、お客様で判断していただく必要はありません。）

【必要計測期間】 次の条件を全て満たしている場合に、当社へ計測結果を申告していただくことができます。

◇契約車両にドライブカウンタが設置されている期間が、180日間以上であること。
◇ドライブカウンタで計測した契約車両の有効走行時間（※1）が、20時間以上であること。
◇ドライブカウンタで計測した契約車両の有効走行日数（※2）が、10日以上であること。
（※1）契約車両の走行時間のうち、ドライブカウンタで加速・減速の発生状況を有効に計測した時間をいいます。
（※2）契約車両の走行日数のうち、ドライブカウンタで加速・減速の発生状況を有効に計測した日数をいいます。

(3)計測結果の申告方法

ドライブカウンタに「申告可」の旨が表示されて以降、ドライブカウンタで所定の操作を行うと「申告コード」がドライブカウンタに表示されます（＊）。当社への計測結果の申告は、この「申告コード」を当社ウェブサイトに入力・送信することで行っていただきます。

（＊）ドライブカウンタに「申告コード」を表示する方法は、ドライブカウンタの「取扱説明書」をご参照ください。

(4)保険料の返れい

申告していただいた計測結果に応じて、保険料を返れいします。返れい額は、（当社に申告していただいた）「申告コード」を当社にて点数（※）に変換し、その点数に応じた返れい率（下表）を年間保険料に乗じることで計算します。

（※）「申告コード」から変換される点数は、「申告コード」を表示する直前にドライブカウンタに表示されていた点数となります。

点 数	返れい率
90点以上	20%
80点～89点	15%
70点～79点	10%
60点～69点	5%
59点以下	返れいなし

＊1 ご契約の保険料には、返れい率が適用されない部分があるため、ご契約の条件等により、返れい額は年間保険料に返れい率を乗じた金額よりも小さくなることがあります。
＊2 保険料を返れいする前にご契約内容を変更されていた場合、その変更による年間保険料の変動も勘案のうえ、返れい額を計算します。
＊3 保険料を返れいした後にご契約内容の変更、またはご契約の解約・解除が生じる場合、保険料を返れいしたことによる年間保険料の変動を勘案のうえ、ご契約内容の変更やご契約の解約・解除による追加・返還保険料を計算します。
＊4 最低保険料は、1契約につき2,000円となります。年間保険料と上記の方法により計算された返れい額の差が2,000円未満となる場合、返れい額は年間保険料から2,000円を引いた額となりますので、ご了承ください。
＊5 必要計測期間を満たさない時点（ドライブカウンタに「申告コード」を表示することができない時点）でご契約を解約される場合（または解除させていただく場合）は、保険料の返れいはできません。
＊6 保険料を分割してお支払いいただいた場合で、保険料の返れい後にご契約を解約されるとき（または解除させていただくとき）は、返れいした保険料（年間保険料をもとに計算した金額）の一部を請求させていただくことがあります。

(5)保険金をお支払いできない場合、およびこの特約を解除させていただく場合

事故時の調査などにより、ご契約者等の故意または重大な過失により契約車両にドライブカウンタが設置されていないことが判明した場合等は、保険金をお支払いできないことや、この特約を解除させていただくことがあります（＊）。なお、保険金をお支払いできない場合やこの特約を解除させていただく場合の詳細につきましては、「普通保険約款・特約」によりご確認ください。

（＊）保険料の返れい後にこれらのことがあった場合、返れいした保険料の返還を求めることがあります。

対人諸費用補償特約

(1)概要

契約車両の事故により、他人にケガをさせたり、死亡させ、補償の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

対人諸費用保険金	相手方が死亡されたとき	相手方1名ごとに、15万円
	相手方が3日以上入院されたとき	相手方1名ごとに、5万円

(2)補償の対象となる方、および保険金をお支払いできない主な場合

対人賠償保険と同じです。「重要事項説明書 自動車保険 」のⅠ.(2)対人賠償保険(P.2)の欄をご参照ください。

(3)この特約の保険金のみをお支払いする場合の、ノンフリート等級の取扱い

この特約の保険金のみをお支払いする場合、「ノーカウント事故」として取扱い、翌年のご契約のノンフリート等級には影響しません。「ノーカウント事故」の取扱いは、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅣ.1.(4)③ ノーカウント事故(P.14)の欄をご参照ください。

(4)他車運転危険補償特約またはファミリーバイク特約がセットされた場合の取扱い

他車運転危険補償特約またはファミリーバイク特約がセットされた場合、それらの特約の補償の対象となる事故(※)にも、対人諸費用補償特約を適用します。

(※)他車運転危険補償特約およびファミリーバイク特約の補償の対象となる事故につきましては、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅠ.(2)他車運転危険補償特約(P.2)およびⅠ.(2)ファミリーバイク特約(P.5)の欄をご参照ください。

人身傷害重度後遺障害時生活支援金補償特約

(1)概要

人身傷害保険の補償の対象となる事故(※1)により、補償の対象となる方が第1級～第5級の後遺障害(※2)を被り、要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

(※1)人身傷害保険の補償の対象となる事故については、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅠ.(2)人身傷害保険(P.3)の欄をご参照ください。なお、この特約の「補償の対象となる事故」の範囲は、ご契約の人身傷害保険の補償タイプ(「車内のみ補償型」または「車内+車外補償型」)と同じとなります。

(※2)後遺障害の等級は、約款に定めるところにより決定します。詳細は、「普通保険約款・特約」によりご確認ください。

(2)人身傷害重度後遺障害時生活支援保険金の計算方法

補償の対象となる方の要介護状態の区分(※)に応じて定めた下表の「支払保険金基準年額」に、「支払対象期間(要介護期間)(※)に対応するライプニッツ係数(※) 」を乗じてお支払いする保険金の額を算出します。

支払保険金基準年額	要介護状態の区分(※)		支払保険金基準年額
	要介護状態区分A	重度の要介護状態	210万円
		中度の要介護状態	160万円
	要介護状態区分B		210万円

(※)「支払対象期間」「ライプニッツ係数」および「要介護状態の区分」については、約款に定めるところにより決定します。詳細は、「普通保険約款・特約」によりご確認ください。

(3)補償の対象となる方、および保険金をお支払いできない主な場合

人身傷害保険と同じです。「重要事項説明書 自動車保険 」のⅠ.(2)人身傷害保険(P.3)の欄をご参照ください。

＊この特約の「補償の対象となる方」および「保険金をお支払いできない場合」の範囲は、ご契約の人身傷害保険の補償タイプ(「車内のみ補償型」または「車内+車外補償型」)と同じです。

補償の重複に関するご注意

記名被保険者およびそのご家族が、ソニー損保の自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」を複数のお車でご契約いただいた場合で、人身傷害保険の補償タイプを複数のご契約で「車内+車外補償型」とされたときは、人身傷害保険および「人身傷害重度後遺障害時生活支援金補償特約」の補償が重複することがあります。

そのときは、一つのご契約のみで人身傷害保険の補償タイプを「車内+車外補償型」とし、その他のご契約の人身傷害保険の補償タイプを「車内のみ補償型」にすることでこれらの補償の重複を解消することができます。(＊1)

なお、ご契約内容の見直しによって、一つのご契約のみで人身傷害保険の補償タイプを「車内+車外補償型」とした場合、そのご契約を廃車等により解約されたときや、ご家族の状況の変化があったとき(＊2)は、人身傷害保険およびこの特約での「他人のお車に乗車中や歩行中の自動車事故など、契約車両に乗車中以外の事故でケガをした場合の補償(車外事故に対する補償)」がなくなることがありますので、ご注意ください。

(＊1)補償の対象となる方の範囲は、記名被保険者により異なりますので、補償の対象となる方の範囲をご確認のうえ、ご検討ください。

(＊2)同居のご家族が別居された場合等により、補償の対象となる方の範囲が変わることで、人身傷害保険およびこの特約の「車外事故に対する補償」がなくなることがあります。

(4)この特約の保険金のみをお支払いする場合の、ノンフリート等級の取扱い

この特約の保険金のみをお支払いする場合、「ノーカウント事故」として取扱い、翌年のご契約のノンフリート等級には影響しません。「ノーカウント事故」の取扱いは、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅣ.1.(4)③ ノーカウント事故(P.14)の欄をご参照ください。

(5)ファミリーバイク特約(人身傷害型)がセットされた場合の取扱い

ファミリーバイク特約(人身傷害型)がセットされた場合、同特約の補償の対象となる事故(※)にも、人身傷害重度後遺障害時生活支援金補償特約を適用します。

(※)ファミリーバイク特約(人身傷害型)の補償の対象となる事故につきましては、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅠ.(2)ファミリーバイク特約(P.5)の欄をご参照ください。

保険期間の途中で「やさしい運転特約」を削除される場合の取扱い

保険期間の途中で「やさしい運転特約」を削除される場合は、原則としてご契約を一旦解約のうえ、新たに「やさしい運転特約」をセットしないご契約を締結していただきます。

この場合、ご契約の解約にかかる返還保険料は、「重要事項説明書 自動車保険 」のⅤ.2.(1)ご契約内容の変更時および解約時等のご注意(P.17)の「ご契約の解約・解除の場合」に従って計算します。

Ⅲ. ご相談、苦情、お問合せなどの窓口について

契約概要　注意喚起情報

当社へのご相談・苦情等	お客様相談室	0120-101-656	受付時間:休日を除く 月～金 9:00～17:30
ご契約のお手続きに関するお問合せ	カスタマーセンター	ご契約者 0120-808-278	受付時間:休日を除く 月～金 9:00～20:00 土曜・日曜・休日 9:00～18:00
		ご契約を検討中のお客様 0120-808-278	受付時間:9:00～22:00

0000A00A0000-AA1D　SA13-752